

○宮崎大学医学部附属病院難病・アレルギーセンター運営委員会規程

〔 令和3年3月17日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院難病・アレルギーセンター規程第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院難病・アレルギーセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、難病・アレルギーセンターの運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 難病・アレルギーセンター長
- (2) 難病・アレルギー副センター長
- (3) 難病及びアレルギー疾患に関連する診療科長 3人
- (4) 副看護部長 1人
- (5) 医療支援課長
- (6) 薬剤師 1人
- (7) メディカルソーシャルワーカー 1人
- (8) その他委員長が必要と認める者

2 前項第3号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、難病・アレルギーセンター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医療支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。